



第2期鹿屋市
子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月

鹿屋市

計画策定の背景

我が国の少子化は急速に進行しており、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行され、本市は平成27年3月に「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもがたくましく育ち 未来を開く都市 かのや」の基本理念のもと、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んできました。

その後、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」の策定により、「希望出生率1.8」の実現に向けた政策が掲げられ、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされました。同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入することとされ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。このような中、令和2年3月に現行計画の期間が満了を迎えることから、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画を策定し、さらなる子どもの出産から子育てまでの切れ目のない支援を目指します。

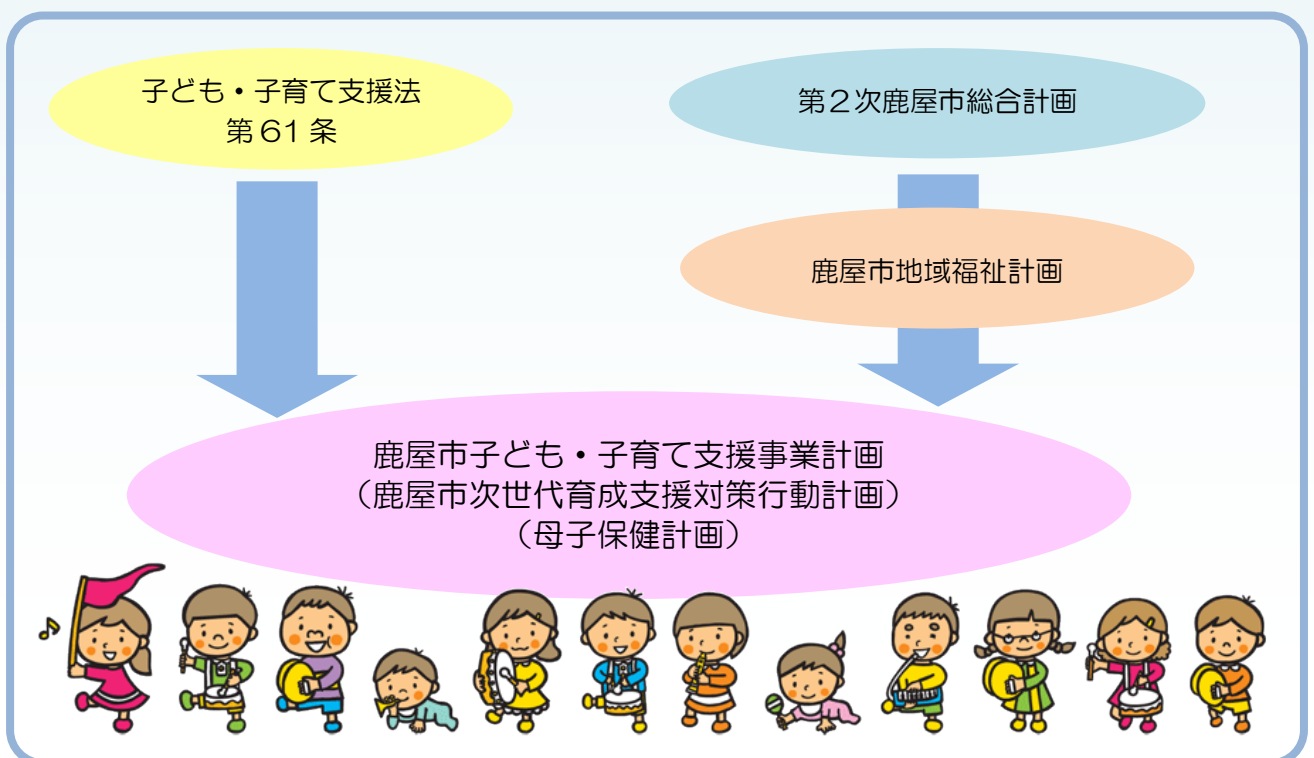
計画の位置づけ・計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第2次鹿屋市総合計画」の基本目標の1つである「子育てしやすいまち」の実現に向けた子ども・子育て支援に関する個別計画として位置付けるとともに、鹿屋市の関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、鹿屋市次世代育成支援対策行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本市では、可能な限り鹿屋市次世代育成支援対策行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。



子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月から施行されました。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

新制度の内容

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
- 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
- 身近な地域での保育機能を確保します。
- 地域の多様な保育ニーズに対応します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

子ども・子育て支援給付

施設型給付費

- 認定こども園
- 保育所

地域型保育給付費

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅などにおいて保育を行います。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅において保育を行います)
- 事業所内保育
(事業所内の施設などにおいて保育を行います)

施設等利用給付費

- 幼稚園(未移行)
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

児童手当

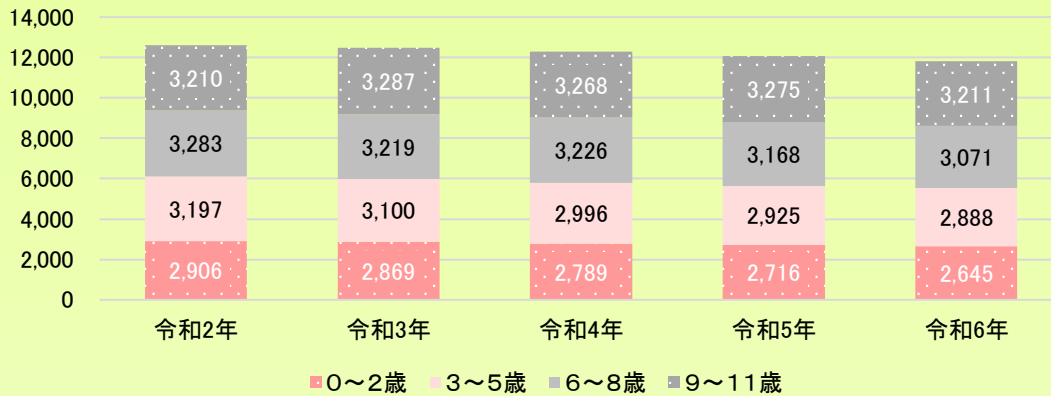
次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

鹿屋市の子ども人口推計

令和2年から令和6年までの鹿屋市の就学前児童数(0～5歳)及び就学児童数(6～11歳)は、ゆるやかに減少することが予想されます。



計画の基本理念・施策目標

鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・施策目標は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、「第1期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し設定しました。

将来像	基本理念	施策目標	施策の展開
子どもがたくましく育ち未来を開く都市かのや	子どもが生き生きと育つまちづくり	施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供	①健やかな身体の育成 ②特色のある教育環境づくり ③保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上 ④子ども・子育て会議の実施
		施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援	①思春期に対する支援 ②母子の健康の確保 ③小児医療体制の維持確保 ④食育の推進 ⑤相談事業・情報発信の充実
	子育てができる環境づくり	施策目標3 地域における子育て支援の充実	①多様な保育サービスの展開 ②地域のネットワークづくりの推進 ③異世代交流の推進 ④訪問事業の充実 ⑤相談事業の充実 ⑥情報提供の充実
		施策目標4 職業生活と家庭生活の両立	①多様な保育サービス ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③放課後の子どもの居場所の整備
	地域が温かく子どもを育むまちづくり	施策目標5 子どもの権利を尊重する社会(児童虐待防止対策の充実)	①相談体制の充実 ②児童虐待の発生予防・早期発見 ③児童虐待発生時の迅速・的確な対応
		施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	①子どもの交通事故防止 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③子どもの犯罪被害防止 ④良好な居住空間の創出・確保
		施策目標7 子どもの貧困対策の推進	①生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化 ②子どもの居場所づくり ③関係機関等との連携強化

施策目標 1 質の高い教育・保育の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

施策目標 2 子どもの健やかな成長に向けた支援

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進や子育て不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

施策目標 3 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

施策目標 4 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに取り組みます。

施策目標 5 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に取り組みます。

施策目標 6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

少子高齢化や夫婦共働き世帯の増加など、子育ての状況は大きく変化しています。

子育てにおいて、両親のサポートが得られないケースや親が子どもの近くにいない時間の増加、子どもが成長過程で出会う大人の数が増減しているといった状況があります。

子どもと子育てを行う保護者が、安全かつ安心して快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。

施策目標 7 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本市の教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業については「鹿屋市全域」を区域として設定します。

教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期

市は、子どもの年齢や保護者の就労状況に応じて利用する「教育・保育施設および地域型保育事業」による確保の内容および実施時期（確保方策）を設定します。

教育・保育の提供体制

1号認定+2号認定(教育二一ズ)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	1,365	1,324	1,279	1,249	1,233
②確保方策(利用定員数)【人】	1,471	1,481	1,496	1,486	1,496
③過不足(②-①)【人】	106	157	217	237	263

2号認定(保育二一ズ)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	1,752	1,699	1,642	1,603	1,583
②確保方策(利用定員数)【人】	1,573	1,584	1,584	1,589	1,589
③過不足(②-①)【人】	▲179	▲115	▲58	▲14	6

3号認定(0歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	281	273	266	259	252
②確保方策(利用定員数)【人】	349	344	344	346	346
③過不足(②-①)【人】	68	71	78	87	94

3号認定(1-2歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	1,258	1,252	1,216	1,183	1,153
②確保方策(利用定員数)【人】	1,128	1,132	1,132	1,135	1,135
③過不足(②-①)【人】	▲130	▲120	▲84	▲48	▲18

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

利用者支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

地域子育て支援拠点事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,421	1,378	1,337	1,297	1,258
確保方策(人)	1,421	1,378	1,337	1,297	1,258
施設数(か所)	7	7	7	7	7

妊婦健康診査	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	10,924	10,622	10,319	10,017	9,715
確保方策(人日)	10,924	10,622	10,319	10,017	9,715

乳児家庭全戸訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	713	693	675	658	640
確保方策(人)	713	693	675	658	640

子育て短期支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	70	70	70	70	70
確保方策(人日)	70	70	70	70	70
確保方策(か所)	2	2	2	2	2

子育て援助活動支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	400	400	400	400	400
確保方策(人日)	400	400	400	400	400
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

一時預かり事業【幼稚園型】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	108,702	150,822	153,252	180,792	182,412
確保方策(人日)	108,702	150,822	153,252	180,792	182,412
施設数(か所)	29	33	34	35	35

一時預かり事業【幼稚園型を除く】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	6,190	6,054	5,867	5,721	5,612
確保方策(人日)	6,190	6,054	5,867	5,721	5,612
施設数(か所)	7	7	7	7	7

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

延長保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,282	1,257	1,232	1,208	1,184
確保方策(人)	1,282	1,257	1,232	1,208	1,184
施設数(か所)	27	27	27	27	27

病児保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	901	901	901	901	901
確保方策(人日)	901	901	901	901	901
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

放課後児童健全育成事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	1,895	2,038	2,197	2,197	2,197
確保方策(人日)	1,895	2,038	2,197	2,197	2,197
確保方策(か所)	32	33	34	34	34

実費徴収に係る補足給付を行う事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	260	179	179	120	120
確保方策(人)	260	179	179	120	120

養育支援訪問事業

事業内容	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
方向性	補助事業としての実施計画はありませんが、養育環境に課題があるなど支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し支援を図ります。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業内容	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
②方向性	<ul style="list-style-type: none"> 新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する事業実施は予定していません。 特別支援が必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。



お問い合わせ

鹿屋市役所 保健福祉部 子育て支援課
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
TEL 0994-31-1134